

○大津市民生委員法施行細則

平成 21 年 2 月 17 日

規則第 47 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、民生委員法(昭和 23 年法律第 198 号。以下「法」という。)の施行に関し、別に定めがあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(民生委員推薦会)

第 2 条 大津市民生委員推薦会(以下「推薦会」という。)の委員の定数は、12 人とする。

2 委員は、本市の区域の実情に通ずる者であって、次に掲げるもののうちから、それぞれ 2 人を市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 民生委員
- (2) 社会福祉事業の実施に関係のある者
- (3) 社会福祉関係団体の代表者
- (4) 教育に関係のある者
- (5) 市職員
- (6) 学識経験のある者

3 推薦会の会議は、非公開とする。

4 推薦会の委員、幹事及び書記は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(平 26 規則 5・旧第 3 条繰上・一部改正)

(幹事及び書記)

第 3 条 推薦会の幹事及び書記は、市職員のうちから市長が任命する。

(平 26 規則 5・旧第 4 条繰上)

(民生委員協議会の区域)

第 4 条 市長は、法第 20 条第 1 項の規定により民生委員協議会を組織する区域を定めたときは、これを告示するものとする。

(平 26 規則 5・旧第 5 条繰上)

(その他)

第 5 条 この規則に定めるもののほか、民生委員法の施行に関し必要な事項は、その都度市長が定める。

(平 26 規則 5・旧第 6 条繰上)

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

(大津市民生委員推薦会規則の廃止)

2 大津市民生委員推薦会規則(昭和 58 年規則第 42 号)は、廃止する。

附 則(平成 26 年 2 月 17 日規則第 5 号)

この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。